

## 特定配当等・特定株式等譲渡所得に係る課税方式の統一について

特定配当等・特定株式等譲渡所得（以下、特定配当等所得という。）に係る課税方式について、令和5年度（令和4年分）までは、所得税と市民税・県民税（以下、個人住民税という。）の課税方式をそれぞれ選択することができ、確定申告で「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択するか、市民税課に「市民税・県民税申告書（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）」を提出することにより、所得税と異なる課税方式を選択することができていました。

しかし、金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、令和6年度（令和5年分）以降の個人住民税に係る課税方式を、所得税に統一させる改正がなされました。（令和4年度税制改正）

この改正により、今まで行われていた確定申告で「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択することも、市民税課に「市民税・県民税申告書（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）」を提出することもできなくなり、確定申告で申告した特定配当等所得は、個人住民税にも反映することになります。

それにより、個人住民税の非課税判定、配偶者控除や扶養控除などの適用、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、自己負担割合や高額療養費自己負担限度額等の算定に影響が出る場合がありますので、令和5年分以降の確定申告を行う際はご注意ください。

- 1 「特定配当等・特定株式等譲渡所得」とは、特定口座等にて所得税と個人住民税が源泉徴収（特別徴収）されている配当所得や譲渡所得などを指します。
- 2 確定申告は毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得を申告しますが、「特定配当等・特定株式等譲渡所得」については、所得税と個人住民税が源泉徴収（特別徴収）されているため、確定申告不要制度を選択できます。この制度を選択すると、個人住民税においても申告不要の取り扱いとなります。